

園芸施設有効活用緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 園芸施設有効活用緊急支援事業(以下「本事業」という。)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)(以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 高齢化や離農による遊休化ハウスの増加、ハウス整備に係る費用の高騰によるハウス整備の停滞により施設園芸産地の維持が懸念される中、中古ハウスの有効利用等により担い手へのハウスの集積・集約を図ることで施設園芸産地の発展を目指す。

(事業の内容等)

第3条 本事業の事業内容は、別紙1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。
事業の実施基準については別記に定めるところによるものとする。

(採択基準)

第4条 補助採択基準は、別紙1に定めるところとする。

(事業実施計画等の承認申請)

第5条 要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式及び第2号様式とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式及び第2号様式とする。
2 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第1号様式及び第3号様式とする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第7条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第4号様式とする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付を概算払いにより受けようとするときは、規則第16条及び要項第15条の補助金等概算払請求書に別記第3号様式を添付する

(財産の処分の制限)

第9条 要項第17条第1項に規定する期間は、別紙2に定める期間とする。

(事業の推進)

第10条 事業の実施に当たっては、目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第11条 県は必要に応じて事業実施主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

- 2 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。
- 3 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事に報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月21日から施行し、令和6年3月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。

別紙1 園芸施設有効活用緊急支援事業内容一覧

事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率	計画変更申請要件
地域計画の目標地図に位置付けられた担い手等	1 事業実施主体は地域計画の目標地図に位置付けられている担い手であること(見込み含む) 2 品目は施設園芸品目とする 3 対象となるハウスは、園芸品目を栽培するハウスとする	以下の整備に要する経費 1 中古ハウスの移設等 2 ハウスの補修・補強 3 ハウスの仕様変更等	1/3 以内 補助上限額 2,500 千円/10a	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減(ただし、入札による減は除く)

財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	(年)
ハウス移設	中古ハウス	8年
ハウス補修等	ハウス補強施設、筋かい、胴縁パイプ、直管パイプ	8年
附帯設備	温度制御設備(換気設備、サイド巻上げ設備、カーテン設備、換気扇、加温機等)	7年

* その他財産処分の制限期間は農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に定める期間を準用する。